

平成29年5月24日

守谷市議会議長 梅木 伸治 様

請願者

住 所 茨城県守谷市立沢1763-2

氏 名 守谷平和の会

代表 嘉藤田 孝

「日本原電がまもなく40年を迎える東海第二原発の20年延長申請をしないように求める
意見書提出」に関する陳情書

【陳情趣旨】

福島第一原発事故の際に発せられた緊急事態宣言は今なおそのままです。そして事故がなぜ起こったのかという原因についても未だ確定的な結論は出ておりません。溶け落ちた核燃料状態をはじめ原子炉、格納容器内の状態が正確に調査出来ていないのですからそれは当然のことです。

津波が原因とする説はありますが、地震によって原子力施設機器の損傷が先行したとの説もあります。

改正原子炉等規制法によれば、原発の運転期間は「(使用前)検査に合格した日から起算して40年」と定められています。原子力規制委員会の許可を得て20年以内の一回限りの運転延長ができるという2項以降の規定はありますが、この運転期間40年というのが改正原子炉等規制法の本旨です。

さて東海第二原発は、今、運転期間38年6か月を経過しようとしています。また2011年3月11日の東日本大震災によって被災した原発でもあります。敷地地盤が水平に1.2m、垂直に0.2mの地殻変動を受けてもいます。

最初に事故を起こした福島第一原発1号炉の運転期間が40年でした。この事実に鑑みれば万が一のことを考え、少なくとも稼働40年の老朽原発は、当然改正原子炉等規制法の規定に従うべきです。

東海第二原発において深刻な事態が発生すればその影響は、設置自治体、PAZ（予防的防護的措置を準備する区域で原子力発電所から概ね5km圏）、UPZ（緊急時防護措置を準備する区域で概ね原子力発電所から5～30km圏）圏内にとどまらず、茨城県全域、更には首都圏全域に及びます。

以上の観点から地方自治法第99号の規定に基づき、茨城県知事および東海村村長に下記事項の意見書を提出してください。

【陳情事項】

1. 日本原電に対して運転期間40年という改正原子炉等規制法の規定を順守すること。
2. 日本原電に対して東海第二原発の運転期間20年延長の申請をしないこと。